

泉南市保育教育施設低濃度 P C B 廃棄物収集運搬処分業務仕様書

1 業務名

泉南市保育教育施設低濃度 P C B 廃棄物収集運搬処分業務

2 目的

泉南市保育教育施設に保管している低濃度 P C B 廃棄物、P C B 汚染物（以下「P C B 廃棄物」）について、関係法令を遵守し、安全かつ適切に収集運搬及び処分するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

ただし、保管施設からは令和 7 年 10 月 31 日までに搬出するものとする。

4 P C B 廃棄物

(1) 保管施設

施設	住所
①泉南市旧鳴滝第 1 小学校	泉南市鳴滝 3 丁目 4 番 19 号
②泉南市立信達小学校	泉南市信達牧野 705 番地
③泉南市立学校給食センター	泉南市信達市場 1872 番地
④泉南市子ども総合支援センター	泉南市信達牧野 436 番地の 1
⑤泉南市保健センター	泉南市信達市場 1584 番地の 1

(2) 数量・保管形状・種類等

別紙「処分対象機器一覧」及び「保管状況等」のとおりとし、P C B 廃棄物の【調査検体等（①・②）】も処分の対象とする。

5 業務内容

P C B 廃棄物を収集運搬し、処分を行うものとする。

(1) 搬出

- ア 保管場所から車両積込場所までの移動は受注者が行うものとする。
- イ 車両への積込及び処理場への搬入については、受注者が行うものとする。
- ウ P C B 廃棄物の保管施設の場所は、別紙「保管場所地図」のとおり。
- エ P C B 廃棄物は使用停止済であり、電気設備の停電措置は不要である。
- オ 施設及び施設利用者等の安全に配慮し、動線等を確認した上で、適正に搬出するものとする。

カ 収集日時は、午前9時00分から午後5時00分までとし、発注者受注者協議の上、決定するものとする。(土・日・祝日を除く)

キ 保管場所での作業に必要な資機材は、原則として受注者が準備するものとする。

(2) 運搬

ア 運搬車両は、「PCB廃棄物の収集運搬業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

(3) 無害化处理

ア 受注者の処理場で行うものとする。

イ 処理場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定による低濃度PCB廃棄物の処分業又は同法第15条の4の4第1項の規定による低濃度PCB廃棄物の無害化处理認定を受けているものとする。

(4) 処分

無害化处理後の廃棄物は、関係諸法令に基づき、適正に処分するものとする。

6 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、最新の下記法令、告示及びその他の関連法令に準拠するとともに関連する自治体の条例及び行政指導等に従うものとする。

また、諸法令の運用、適用は受注者の負担と責任において行うものとする。手続きに用いる図書等で、発注者が保有するものについては、これを貸与又は支給する。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(4) 微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン

(5) 搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法

(6) 労働安全衛生法

(7) 消防法

(8) その他関係法令、行政指導等

7 提出書類

収集運搬業務及び処分業務毎に必要な書類の提出時期、種類は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出する。

電子データの提出方法は、CD-R等の記録媒体、メール又は大容量送受信サービスによって本市が指定するURLにアップロードする方法によるものとする。

(1) 現場作業前

ア 計画工程

イ 業務計画書

ウ 諸申請、届出書類の写し

- エ 使用車両の車両番号、適合車両等標準番号報告書
- (2) 委託業務完了時
 - ア 業務写真
撮影箇所は、P C B廃棄物、積込、積込確認、積込完了、処分場到着（看板共）、処分場搬入、積降時の写真（計7枚程度）
 - イ 業務完了報告書（業務完了報告書はマニフェストで代えることができる）
 - ①マニフェスト伝票 B 2 票（排出事業者の運搬終了確認用）
 - ②マニフェスト伝票 D 票（排出事業者の処分終了確認用）
 - ③マニフェスト伝票 E 票（排出事業者の最終処分終了確認用）

8 その他

- (1) 各種作業は丁寧に行い、施設利用者等の安全に配慮し、利用の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時において、建物等へ損害を与えた場合は、受注者の負担において現状に戻すこと。
- (3) 請求書は、「泉南市長」宛で、指定する施設ごとに作成すること。
- (4) 仕様書に記載がないものであっても、法令、現場状況等に応じ、必要と認めた作業、業務については、受注者の負担で行うものとする。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者、受注者により協議するものとする。

9 問合せ先

〒590-0505 大阪府泉南市信達大苗代 374 番地の 4
(泉南市埋蔵文化財センター 2 階)
教育部 教育総務課
電話：072-483-2581（直通）
電子メール：k-soumu@city.sennan.lg.jp